

令和2年 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告について（概要）

【報告のポイント】

期末手当・勤勉手当（ボーナス）は据置き

- ・ ボーナスは民間の平均支給割合とおおむね均衡していることから据置き
- ・ 月例給等については、今後検討を行い、別途報告・勧告を実施。

1 給与勧告の基本的考え方

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行った。

なお、本年は、感染症拡大防止の観点から、民間給与実態調査を2回に分けて実施しており、先行して別途調査したボーナス等の調査結果について取りまとめたことから、月例給等の報告・勧告に先立って、期末手当及び勤勉手当に関する報告を行うもの。

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所470のうちから、層化無作為抽出法により抽出した152事業所に対し、郵送等により調査した。（完了率83.4%）

<特別給（ボーナス）>

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合を比較した。

民間（A）	職員（B）	差（A－B）
4.44月分	4.45月分	△0.01月分

(2) 本年の特別給の改定

上記（1）のとおり、民間の平均支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数はおおむね均衡していることから、改定をしないことが適当と判断した。

(3) 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定